市民選手権大会を運営する際の注意事項

公益財団法人相模原市スポーツ協会

1 大会の開催について

- ・大会は要項と相違がないように実施してください。
- ・市民選手権大会プログラム(冊子)を作成する場合は、企業名等を入れないようにしてください。ただし、種目団体の大会と兼ねている場合は構いません。なお、原則として開催日までに作成したプログラムを<u>5部</u>提出して下さい。

2 参加資格の徹底について

・再度要項を御確認の上、申込書に参加資格の確認チェック欄を記載する等参加資格を 満たさない選手が大会に参加することのないようお願い申し上げます。

なお、参加資格を満たさない選手は市が加入している傷害保険の適用外となります のでご承知置きください。

3 天候等による施設のキャンセル(予備日も含む)について

・グラウンド及び体育館等については、市民の方より優先して確保しております。天候 不良により大会を中止する場合や予備日等については、迅速に施設管理者にキャンセ ルの連絡をする必要がありますので、スポーツ協会担当者と連絡を取り合い、キャン セル漏れのないようお願いします。

4 安全対策について

- ・開催時に「落雷時の対応」「けがの防止」「熱中症対策」など、参加者に対して注意を呼びかけ、事故を未然に防ぐよう対策を講じてください。また、試合前に競技用具等のチェックを行い、会場の安全確認をお願いいたします。
- ・けが等が発生した場合については、速やかに「災害・事故報告書」を市スポーツ協会 へご提出ください。

5 傷害保険について

・大会において怪我等が生じた場合、「相模原市市民活動サポート補償制度」により参加 者等へ傷害保険を適用しております。「相模原市市民活動サポート補償制度」の内容に つきましてはインターネット上で最新の制度が確認できるためご確認いただき、不足が ある場合は各団体にて傷害保険に加入していただきますようお願いします。

【相模原市市民活動サポート補償制度の主な内容 令和3年3月16日現在】

- 死亡…500 万円
 - ※熱中症(熱射病・日射病)並びに細菌性・ウイルス性食中毒は300万円
- ・入院…事故の日から 180 日を限度として日額 3,000 円
- ・通院…事故の日から 180 日までの間において 90 日を限度として日額 2,000 円

6 個人情報について

- ・協会内での個人情報取扱責任者を決定し、「個人情報取扱責任者報告書」を市スポーツ 協会へご提出下さい。
- ・外部に対する個人情報の提供は、原則禁止です。ただし、本人に確認し、了承を得ている場合は、可能です。
- ・個人情報のある書類の管理については、万全を期してください。

7 大会終了後の報告について

- ・大会終了後に、「事業実績報告書」の提出をお願いします。
- ・「市民選手権大会結果願い」にも記載させていただいておりますが、試合結果等を市スポーツ協会が把握するとともに、ホームページに掲載していくため、大会が終わり次第、結果の報告をお願いいたします。

8 来場方法ご協力のお願いについて

・会場駐車場には限りがあるため来場する際は極力、公共交通機関で来場するよう参加 者へご周知をお願いいたします。また、周辺道路に影響が出るような順番待ち、他施 設 (無許可等) への駐車は行わないように周知、ご連絡をお願いいたします。

9 新型コロナウイルス感染症へ対応した実施方法等について

・別添のとおり、相模原市から市民選手権大会の実施方法等について依頼がありました。 内容をご確認いただき、対応くださるようお願いいたします。